

BLG 9/3 附属書 4

海洋環境保護委員会 回章 草稿 (DRAFT MEPC CIRCULAR) ばら積み輸送される液体物質の暫定査定に関するガイドライン

- 1 この資料は[第 53 回海洋環境保護委員会(the Marine Environment Protection Committee at its fifty-third (18-22July 2005)session)で承認された]ばら積み輸送される液体物質の暫定査定のためのガイドラインの改正版であり、現回章 MEPC/Circ.265 に替わるものである。
- 2 マルポール 73/78 条約の附属書Ⅱが改正され、その結果が必然的に IBC コードへ織り込まれた結果、このガイドラインが改正された。
- 3 このガイドラインは、ばら積み輸送を申請する全ての製品に対し、段階を追って運送要件の確認手順を提供するものである。
- 4 このガイドラインの第 8 節の条項に注意を払うと、次のことを求めている。
即ち、純物質、工業的純物質又は未査定物質が 1 wt%を超えて含まれる混合物の暫定査定を行う場合は、製造者はデータを GESAMP へ提出しなければならない。
その製品は提出されたデータに基づいて GESAMP で評価される。
製造者は GESAMP から完全なハザードプロファイルを受領後、主管庁に汚染分類、船型、運送要件の査定提案を含めた BLG 製品データ報告書式を完成させ提出する。主管庁は IMO へ IBC コードに新規且つ完全な登録のための提案書と書式を提出する。

附属書 1

ばら積み輸送する液体物質の暫定査定のためのガイドライン

第1節：緒言

- 1.1 液体物質のばら積み運送は安全性及び汚染防止を目的として改正 SOLAS 74 及び MARPOL 73/78 により規制される。
- 1.2 ばら積みで運送しようとする液体貨物は次のグループに分けられる。
 - .1 液化ガス
 - .2 油、及び
 - .3 有害及び有害でない液体物質、以下“製品” (products) と呼ぶ
- 1.3 液化ガスは IGC コード第 19 章に記載されており、その積荷は当該コードの規定の対象となる。
- 1.4 「油」の概念は原油、重油、スラッジ、廃油、および精製油その他あらゆる形態の石油（現条約の附属書 II の条項に規定される石油化学物質を除く）をいい、（現条約附属書 I の付録 1）に掲げる物質を含むが、これ等に限定されない。
- 1.5 いくつかの製品はガス輸送船舶またはケミカルタンカーのどちらでも運送できる。それらの物質は IGC コード第 19 章に星印を付記して記載され、IBC コード第 17 章の両方に記載される。
- 1.6 全てのばら積み貨物として運送を申請する液体物質は、液化ガス、または油あるいは製品として識別される必要がある。本ガイドラインは製品として識別される液体物質にのみ適用される。
- 1.7 ばら積み製品の運送に関する要件は IBC コードおよび BCH コードに規定されている。IBC コードは 1986 年 7 月 1 日以降に建造されたケミカルタンカーに適用され、改正 SOLAS 74 及び MARPOL 73/78 のもとで強制力を有する。BCH コードは 1986 年 7 月 1 日より以前に建造されたケミカルタンカーに適用される。後者は MARPOL 73/78 のもとで強制力を有し SOLAS 74 のもとで勧告される。
- 1.8 本ガイドラインでは、簡潔さを図るため IBC コードのみを参照している。ただし該当する場合には BCH コードも同様に参照されることを意味している。
- 1.9 本ガイドラインに定められている手順は付録 1 において図式(ダイアグラム)の形で示してある。

第2節：査定済み製品

- 2.1 液体物質を製品として運送する場合、荷送人は最初にその製品が IBC コードの第 17 章または 18 章、あるいは 19 章に記載のばら積み輸送製品インデックス又は MEPC.2/Circ 最新版に記載されているかどうかを確認する必要がある。
- 2.2 製品は IBC コードの第 17 章又は 18 章のリストまたは MEPC.2/Circ の最新版に記載された品名 (product name) で運送しなければならない。
- 2.3 IBC コードに記載されている製品は主として純物質、又は工業的純物質であり、その水溶液も含む。
- 2.4 IBC コード第 17 章および 18 章の製品リストは各改正版ごとに更新されることになっている。
- 2.5 ばら積み輸送の製品のインデックス（以降、「インデックス」とする）は、IBC コード刊行物の一部（19 章）となっており、IBC コードに記載されている製品の一般的に用いられている同義名のほとんどが示されている。当該インデックスは又 IBC コードの改正版ごとに更新されることになっている。
- 2.6 製品が IBC コードにもインデックスにも記載されていない場合、次に講じる手順は合意され提案されている IBC コード第 17 章および 18 章への改正内容を調べることである。そのようなリストは毎年（12 月 17 日）MEPC.2/Circ. List 1 として発行されている。同回章にはまた、List 2 に計算によって分類されるかまたは混合物として評価される汚染危険性物質のみの混合物のリスト（5 節で扱っている）、List 3 に安全危険性を伴う評価済み液体化学品の混合物の商品名リスト（6 節で扱っている）、及び List 4 に未査定物質成分が 1%以上含まれる汚染危険性物質のみの混合物のリスト（第 7 節で扱っている）も含まれている。
- 2.7 製品が IBC コードに記載されておらず、MEPC.2/Circ.にも発表されていない場合には、IMO に連絡してその製品が三国間協議合意により暫定評価済みであるかどうかを確認する必要がある。
- 2.8 その製品が他の締結国により三国間協議合意によってすでに査定済みである場合には、新しく始めるその積出国または製造国が、先行する査定に同意する見通しのもとにその根拠を調べるべきである。この検討を通して、新規データはが考慮され、もし有効であれば、4 節に従ってさらに正確な評価が行われることもある。
- 2.9 積出国または製造国がすでに、その製品の暫定査定の参加国であり、その旗国および/または受入国の一カ国以上が参加国になっていない場合には、その積出国または製造国はそうした国々にその既存協定合意に参加するよう求めることになる。

第3節：未査定の製品

- 3.1 査定すべき製品は以下の群に分類される。
- .1 純物質、または工業的純物質の製品（4 節参照）
 - .2 すでに IMO により査定済みの成分を 99^m%以上含む汚染危険性物質のみの混合物（第 5 節参照）
 - .3 すでに IMO により査定済みの成分を 99^m%以上含む、（商品名のある）混合物で、安全危険性を呈するもの（第 6 節参照）
 - .4 汚染危険性物質のみの混合物で、その構成成分の一つ以上がまだ IMO により査定されていない成分を 1%^m以上含むもの（第 7 節参照）
- 3.2 3.1.1、3.1.3 および 3.1.4 に参照される製品または混合物は、三国間協議合意により、MARPOL 73/78 付属書 II の規則 6.3 に従って暫定査定されることになる。
- 3.3 3.1.2 の混合物は単純化された方法で査定されることになる。純粹に機械的性格の査定のため、積出国または製造国は旗国および受入国の同意を求める必要はない（第 5 節参照）。その混合物が MEPC.2/Circ. List 2 に記載されるまでは、引き続き旗国および受入国にその混合物の評価に関して知らせることが必要である。こうした混合物は、IBC コードに一般名として適用されているコード（すなわち、Noxious liquid (有害液体物質) ,n.o.s. (品名が特定されない) または Non-noxious liquid (有害でない液体物質) ,n.o.s. (品名が特定されない)) で運送されることになる。
- 3.4 三国間協議合意による暫定査定は、MEPC.2/Circ において 3 年間公開された後に失効する。この期間中にその製品が IMO により査定されることがねらいである（第 8 節参照）。三国間協議合意の失効後は、同じ製品については、たとえ違った名前であったとしても、新たな三国間協議合意は確立されるべきでない。同じ物質について 2 度 3 国間協議合意が必要となることはない。
- 3.5 暫定査定に必要なデータを輸送に先立ち十分な期間を設けて積出国または製造国-主官庁に提出することは製造者/荷送人に大いに益することである。完全な情報を受領後、主管庁は三国間協議開始で不必要な遅滞を避けねばならない。
- 3.6 3.1.1、3.1.3 および 3.1.4 の製品の暫定評価が完了した後、船舶の航行前にその船舶の旗国の主官庁によって適合証書の修正用紙が発行されねばならない。修正用紙の一例を付録 2 に示す。
- 3.7 関係政府間で暫定評価に関する完全合意が達成されるまでは、その製品は輸送されるべきでない。

第4節：純物質または工業的純物質の製品の暫定査定

- 4.1 純物質または工業的純物質の液体化学品の場合には、積出国または製造国の主官庁は、汚染分類、船型および運送要件を、製造者/積出者の提供する汚染性データおよび安全性データをもとに、暫定的に査定する必要がある。

汚染性の見地から

- 4.2 以下の参考資料は主管庁が新規製品の汚染危険性を査定する上での手引きとなる。
- .1 有害液体物質の分類のためのガイドライン（MARPOL 73/78, Annex II, Appendix 1）。
 - .2 ハザードプロファイルの略号（MARPOL 73/78, Annex II, Appendix 1）。
 - .3 IBC コード第 21 章の関連部分：「IBC コードの対象となる製品の要件割当のためのクライテリア」の海洋汚染の見地から。
- 4.3 主管庁が最初にすべきことは、船舶によって輸送される物質のハザードプロファイルについての最新の複合リストを調べることである。そのリストは IMO が BLG 回章のもとで定期的に発行している。
- 4.4 問題の製品についてのハザードプロファイルが見つければ、参考資料 4.2.1 に従って、そのハザードプロファイルから汚染分類が導きだされる。汚染危険性の範疇では、船型および運送要件は資料 4.2.3 から導きだされる。
- 4.5 もしハザードプロファイルが存在しない場合には、暫定的なハザードプロファイルを設定するための利用可能なデータをすべて見直すこと。
- 4.6 適切なデータが利用できれば、GESAMP が設定したクライテリアに従って暫定的なハザードプロファイルを導きだすこと（参考資料 4.2.2 参照）。暫定汚染分類は、4.2.1 に従ってこの暫定ハザードプロファイルから導きだすこと。船型および運送要件は、その汚染危険性ををもとに 4.2.3 に従って導きだすこと。
- 4.7 十分なデータが利用できないならば、主管庁は以下の出典から化学的に類似した物質との対比により査定をおこなうこと。
- .1 IBC コードおよびインデックス
 - .2 第 2.5 項に参照される MEPC.2/Circ.回章、IMO による査定済み物質および三国間協議合意により暫定査定済みの物質が記載されている。
 - .3 第 4.3 項に参照される BLG 回章、ハザードプロファイルが存在する物質が記載されている。

他にいくつかの代替可能な対比が可能であるならば、最も厳しいものを優先すること。

安全性の見地から

- 4.8 汚染危険性の査定をした後に、想定されるその製品の安全危険性の査定をすること。
- 4.9 この査定のためには、IBC コード第 21 章の関連部分「IBC コードの対象となる製品の要件割当のためのクライテリア」を安全危険性見地から参照する。
- 4.10 (汚染危険性で) 暫定査定された製品が安全危険性を呈する場合、主官庁は上述 (4.9) のクライテリアに従って運送要件を割り当てることになる。それらの要件は、汚染防止のみを目的として暫定的に割り当てた要件と統合され、もっとも厳しい要件を採用しなければならない。必要であれば、主官庁は汚染危険性のみを考慮して事前に査定された船型を変更することになる。

行政上の見地から

- 4.11 この点については、積出国または製造国の主管庁は、当該製品を暫定査定してから、旗国 (複数の場合もある) および受入国の主管庁へ汚染危険性および安全危険性の暫定査定の根拠となった情報を提供することによってその暫定査定への合意を求めることになる。この目的のためには、製品の暫定査定に関する三国間協議を提案する標準書式を用いること。付録 3 にその写しを記載している。
- 4.12 関連する他の締結国のいずれかからも、この通知の発送より 14 日以内に暫定の又は最終の回答がない場合には、積出国または製造国の主管庁によって提案された暫定査定が受け入れられたものと看做される。こうした観点から、最新の当該主管庁の連絡先詳細を IMO に通知していない主管庁は、三国間協議の合意を受け入れたものとみなされるが、その間、他の連絡窓口は引き続き MARPOL 73/78 付属書 II の規則 6(3) およびそのガイドライン (決議 MEPC.109(49) を参照のこと) の対応をとること。
- 4.13 不合意の際には、三国間協議の合意を得る上で提案された条件のうちでもっとも厳しい条件が優先される。
- 4.14 明示であれ暗黙であれ合意されれば、提案した主管庁は付属書 II 規則 6.3 の要求にしたがって IMO に対して通知することになる (すなわち 30 日以内であるが、できるだけ早期であることが望ましい)。このためには 4.11 に参照される書式を用いることが推奨される。
- 4.15 三国間協議の合意後に、関係する船舶への証書の改訂書が発行されることになる。
- 4.16 製造者は速やかに公式の危険性評価に必要な全データを GESAMP/EHS に提出すること。
(第 8 節参照)

第5節：IMOで査定された製品を含む汚染危険性のみの混合物 への運送要件の割当

5.1 この節では、第3.1.2項で定められた混合物、すなわち安全危険性を示さずIMOで査定された製品を重量で99wt%以上含む混合物について扱う。IMOで査定された製品は以下に限られる。

- .1 IBCコード第17章および18章に記載されている製品。
- .2 MEPC.2/Circ.のリスト1に有効期限なしで記載されている製品

このような混合物は、最終希釈物が安全危険性を示さなくなるまで希釈されていない限りは、安全危険性を有する成分（IBCコード第17章のd欄で"S"または"S/P"が指定されている）を含むことがある。

5.2 これら混合物の汚染カテゴリーおよび船型は、その成分のGESAMPハザードプロファイルから、5.3および5.4の計算方法によって導きだされる。この計算のためには、汚染分類設定の際には1%以下の未査定成分の成分係数を10.000に指定すること。船型を設定の際の係数は100とする。

5.3 汚染分類の計算

第一段階では、以下の手順に従って混合物の汚染分類を計算する。

- .1 BLG回章の最新版から各成分のGESAMPハザードプロファイル（GHP）を特定する。
- .2 次の表1を用いて、成分係数が最も大きなレーティングを採るように考慮しながら、重量パーセントで示された混合物中の各成分の濃度に、その成分のGHPに結びつく成分係数をかける。

表 1

column n	Rule No (Guidelines for categorization, App. 1 to Annex II)	A1	A2	B1	B2	D3	E2	成分係数	column n
a	1	≥4	NR	≥6				100,000	a
b	1	≥4		≥6				100,000	b
c	1		NR	≥6				100,000	c
d	4	≥4	NR			CMRTNI		25,000	d
e	1			≥6				10,000	e
f	1	≥4	NR	5				10,000	f
g	1	≥4		5				10,000	g
h	1		NR	5				10,000	h
i	1			5				1,000	i
j	2	≥4	NR	4				1,000	j
k	2	≥4		4				1,000	k
l	3		NR	4				1,000	l
m	5			4				100	m
n	11					CMRTNI		25	n
o	6			3				10	o
p	7			2				1	p
q	8	≥4	NR		Not 0			1	q
r	9				≥1			1	r
s	10						F or S 非無機物の場合	1	s
t	12	Rule No1~11 及び 13 以外の全ての製品						0	t
u	13	全ての OS 物質						0	u

.3 掛け算した数値を加えて Sp 値を得る

$Sp = \sum (\text{各成分の重量}\%) \times (\text{各成分の係数})$

X $Sp \geq 25,000$

Y $Sp < 25,000$ および $Sp \geq 25$

Z $Sp < 25$ 但し、各成分がすべて OS の場合を除く

OS 各成分がすべて OS である混合物

鉱物油*：潤滑油添加剤中の希釈鉱物油の成分係数=100

注記：その成分の重量%には少数位置の数字を含まない。これによって得られる数値は整数となる。すなわち $Sp=25$ は Y となり $Sp=24$ は Z となる。

* 潤滑油添加剤のほとんどの成分は鉱物油に溶かして供給され、その状態で査定されている。鉱物油をさらに混合物に加えてポンプで送れるようにすることもある。これは希釈鉱物油といわれている。

5.4 船型の計算

次の段階では、以下の手順に従って混合物の船型を計算する。

- .1 各成分の船型を IBC コードまたは MEPC.2/Circ から特定する。
- .2 混合物中の各成分の重量パーセント濃度に、下の表 2 に従って、各成分の船型による係数を掛け算する。（各成分の濃度（wt%）× 各成分の船型の係数 = 各成分の値）

表 2

（各成分の）船型	係数
1	1000
2	100
3	10
NA	0
潤滑油添加剤中の希釈鉍物油	10

- .3 以上により得られた各成分の値を加えて“Ss”値を求める。
- .4 船型を決めるために次の表のフローチャートの左側の縦欄（「各成分の値の合計」欄）を参照して、“Ss”値に相当する行を特定する。
- .5 該当する行全体をみて、真ん中の縦欄の関連する質問条件に答えて、右側縦欄に示される混合物の船型を決定する。

船型決定のためのフローチャート

各成分の値の合計 Ss	質問条件	回答	混合物の船型の 算定結果
Ss≥10,000	船型 1 の成分の値の合計が Ss≥10,000？	Yes	1
		No	2
10,000>Ss≥1,000	船型 1 と 2 の成分の値の合計が Ss≥1,000？	Yes	2
		No	3
1,000>Ss≥100			3
Ss<100	混合物の汚染分類が X 又は Y？	Yes	3
		No	NA

- 5.5 混合物の汚染分類および船型の計算例を付録 5 に示す。
- 5.6 次に、混合物は、こうして計算された汚染分類及び船型とその引火点、融点および粘度にもとづいて、IBC コードの総称登録名“有害な（又は有害でない）液体、他に規定されない（n.o.s.）”の適切なものに、対応する運送要件とともに割り当てられる。
(Noxious liquid ,F or NF,(1～11),n.o.s.(trade name・・・contains・・・) 又は Non-noxious liquid,(12)n.o.s. (trade name・・・contains・・・))
- 5.7 混合物は、IBC コードの適切な総称登録名 n.o.s.の記載事項を参考にして輸送書類中に指定され、商品名及びその混合物の汚染分類が指定される根拠となった一成分を表示して完了する。商品名は一般的に用いられている化学物質表示名と混同されるようであってはならない。成分の名称は、IBC コードまたは MEPC.2/Circular リスト 1 の名称を使用すること。

- 5.8 希釈鉱物油が潤滑油添加剤混合物の最終的な汚染分類の根拠となる場合、その混合物の指定に「鉱物油を含む」を記載すること。
- 5.9 既査定の成分からなる汚染危険性のみの混合物を IBC コードの総称登録名 **n.o.s.** の一つに割当てる方法は純粹に機械的な性格の方法であって、いかなる査定も伴うことはない。運送の便宜を図るうえで、製造者が主管庁に代わって割当指定を実施する許可を与えてもよい。
- 5.10 この場合には、旗国および受入国へ、実施された割当指定を通知する義務は、代表となる製造者にある。製造者はまた、許可を与える主管庁によって要請された場合には **IMO** にも通知することになる。そのような許可が **MEPC.2/Circular** に記録されるまでは、製造者による割当指定の通知は、その製造者が当該主管庁の指示のもとで代行としておこなうことを示す許可書状を伴うことになる。通知後、その混合物は **MEPC.2/Circ.** リスト 2 の次の版に記録される。
- 5.11 製造者は許可を与える主管庁に対し、実施された割当指定およびその指定の詳細な内容を通知すること。要請があれば、当該製造者は旗国および/または受入国に対しても、その混合物の割当指定の詳細な内容を提出すること。

**第 6 節：IMO で査定された製品のみを含む商品名が付けられた混合物で
安全危険性を呈するものの査定**

- 6.1 この節では、第 3.1.3 項に規定される混合物、すなわち、安全危険性があり（成分の 1 つ以上が S または S/P に指定された）IMO により査定済みの製品が 99wt%以上含まれる混合物について扱う。

以下のものが IMO により査定済みの製品である。

- .1 IBC コードの第 17 章[および 18 章]に記載された製品。
- .2 MEPC.2/Circ.のリスト 1 に記載された製品で有効期限のないもの。

これ等の混合物は最終的に混合物として安全危険性をもたらす程度に安全危険性を有する成分（IBC コード第 17 章 d 欄で“S”または“S/P”が指定される）を含む。

- 6.2 これらの混合物の汚染分類は、第 5.3 項に示された方法で計算する。
- 6.3 次に、暫定的な船型を、汚染防止だけを目的として、第 5.4 項に示された方法で計算する。
- 6.4 次に主管庁はその混合物の安全危険性を暫定査定して、運送要件を割当てることになる。コードの各欄の最低運送要件は、その混合物中に存在する成分のもっとも厳しい要件を選択して決められるが、主管庁がそれほど厳しい条件でなくとも安全な輸送が確保されることに納得すればこの限りではない。当該混合物のハザードはどの混合物の成分のハザードも越えてはならない（相乗作用）。必要であれば、主管庁は 6.3 項で割当てた暫定的な船型を見直すことになる。
- 6.5 安全危険性を呈するこれらの混合物は、IBC コードの総称登録名“有害液体 n.o.s”の元で運送することはできない。従って、その混合物には適切な輸送品名を割当てることが必要となる。これによって、その混合物の安全危険性及び汚染危険性（該当する場合）の根拠となる主要物質が特定され、これには商品名が含まれる場合もある。
- 6.6 主管庁は次に、第 4.11 項、4.12 項、4.13 項および 4.14 項に示したように、三国間協議合意を得て IMO に通知する段階に進む。この暫定査定は 3 年間有効である。
- 6.7 IMO は、製造国または積出国の主管庁によって提出された情報をもとに、三国間協議合意によって暫定的に割当てた輸送品名、船型および運送要件を査定し、最終的にはその混合物を MEPC.2/Circ リスト 3 に有効期限なしで記載する。当該混合物の汚染分類は純粹に機械的計算の結果であることから、IMO はこれを見直しする必要はない。

第 7 節：IMO で査定されていない成分を 1 種類以上含む汚染危険性のみの混合物の査定

- 7.1 この節では、第 3.1.4 項で定められた混合物、すなわち混合物の重量の 1%を越える成分で、まだ IMO による査定がされていないため、IBC コードの第 17 章または 18 章あるいは MEPC.2/Circ のいずれにも記載されていない成分を 1 種類以上含むような混合物について扱う。
- 7.2 これらの混合物を査定するには以下の二つの方法がある。
- .1 混合物が全体として十分なデータが入手されている場合には、第 4 節に示されるように純物質、または工業的純物質であるかのようにして査定すること。
 - .2 その混合物全体としての十分なデータが入手されていない場合には、製造国または積出国の主官庁はまず、未査定の成分を第 4 節に従って暫定査定した後、汚染危険性のみの混合物の場合には第 5 節に、安全危険性を呈する商品名のある混合物の場合には第 6 節に示される混合物の計算によって査定すること。
- 7.3 三国間協議合意による暫定査定の後、未査定成分を含む汚染危険性のみの混合物は、船舶の適合証書に対する修正用紙なしに IBC コードの総称登録名"有害(または有害でない)液体、n.o.s."のうちの一つとして運送される。その代わり、安全危険性を呈する混合物ではこうした修正用紙が求められる。
- 7.4 製造国または積出国の主官庁はIMO に対して三国間協議合意の結果を 30 日以内に通知すること。この結果は MEPC.2/Circ リスト 4 の次回版に記載されることになる。
- 7.5 製造者は、7.2.1 の場合は混合物全体として、または 7.2.2 の場合は未査定の各成分に関して、それぞれのハザードプロファイルを評価をするために、混合物についての有効なデータを GESAMP に提出することになる。これは付属書 8 の写しの書式を用いて、可能な限り速やかにおこなうこと。

第 8 節：GESAMP 及び IMO へのデータの提出

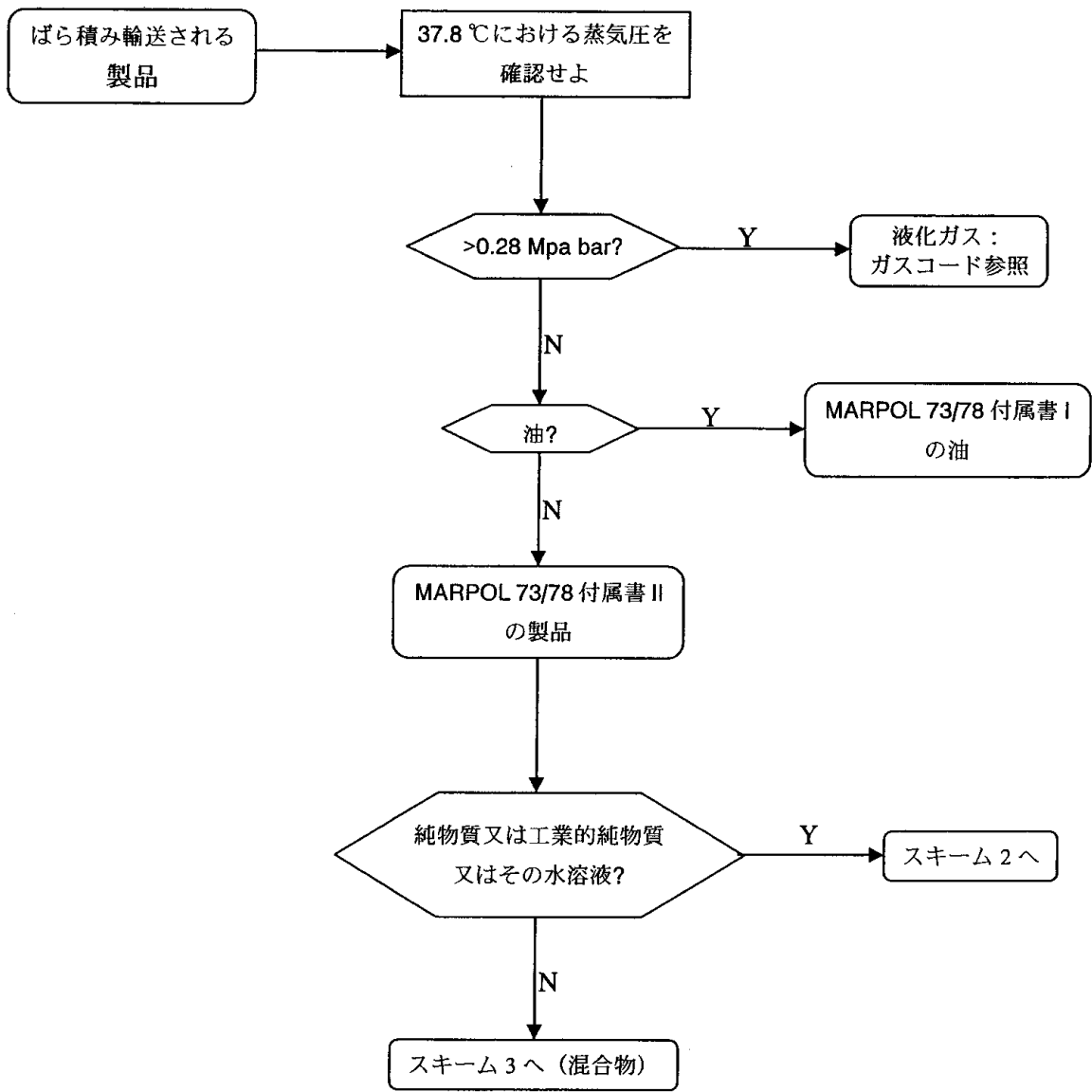
- 8.1 純物質または工業的純物質の液体化学品、または未査定成分を 1 重量%以上含む混合物の暫定査定が終われば、製造者はできるだけ速やかに、（GESAMP から発行されている）“報告及び調査 No64” の附属書 7 の書式を用いて、当該物質または成分あるいは混合物のハザードプロファイルを作成するのに必要なデータを GESAMP *Technical Secretariat に提出すること。
- 8.2 完全な GESAMP ハザードプロファイルを受領した後、製造者は GESAMP/EHS により査定された製品に基づく BLG 製品データ報告書式を完結し主管庁に提出する。そこには、汚染分類および船型ならびに運送要件の提案査定も含むことがあり得る。主官庁は IBC コードへの新規かつ完全な登録記載書式を含んだ提案を IMO へ提出することになる。BLG 製品データ報告書式を付属 4 に示す。
- 8.3 その間に、このような物質、成分または混合物が GESAMP および IMO によって査定されない限り、三国間協議合意による暫定査定は、MEPC.2/Circ に公布されてから後有効期間 3 年で失効する。三国間協議合意失効後、たとえ品名を変えたとしても、同じ製品について新規の三国間協議合意は成立しない。

*完成された形で送付されること：
（送付先）

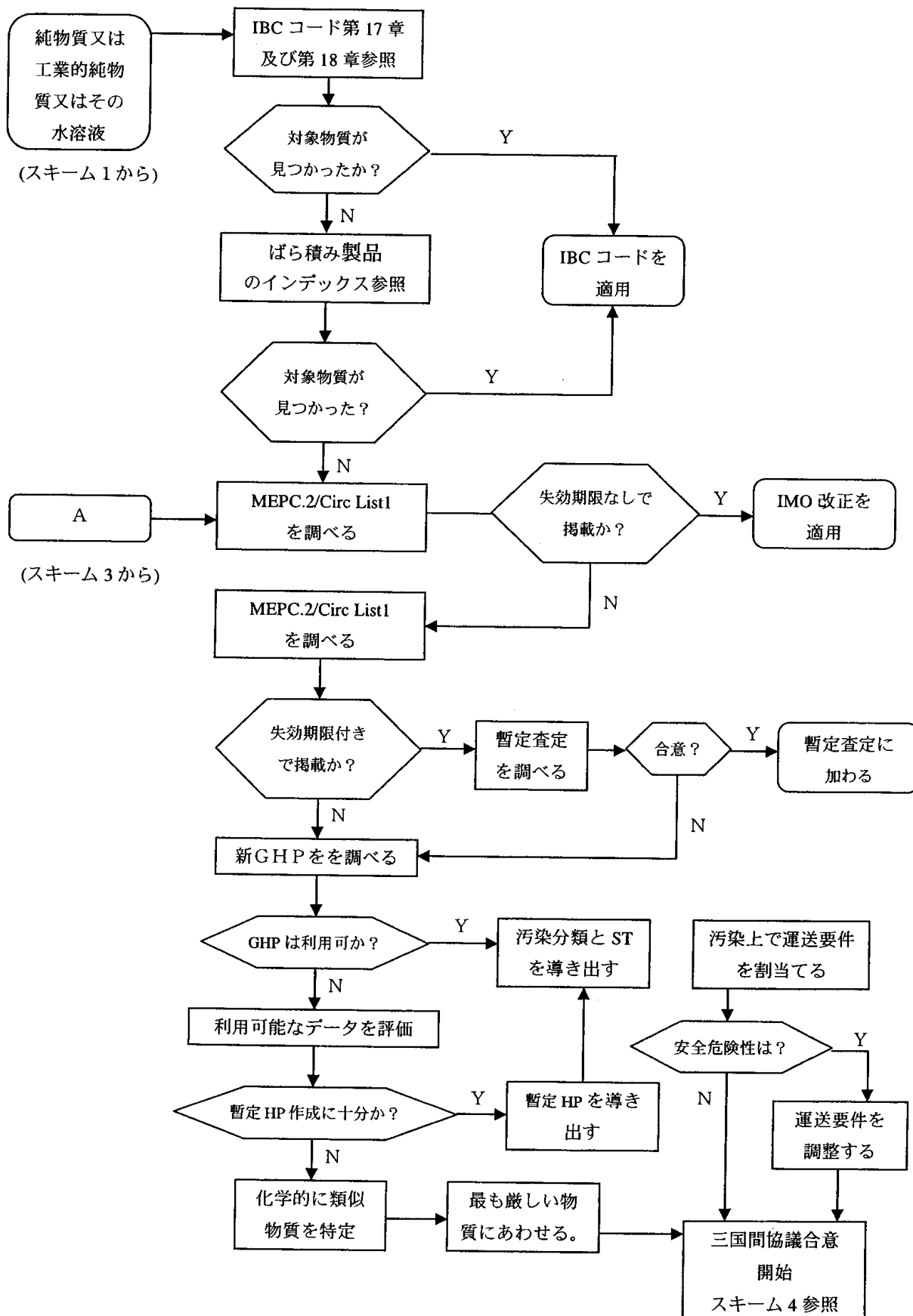
The Technical Secretary of GESAMP/EHS Working Group
International Maritime Organization (IMO)
4 Albert Embankment
London SE1 7SR
United Kingdom

付録 1

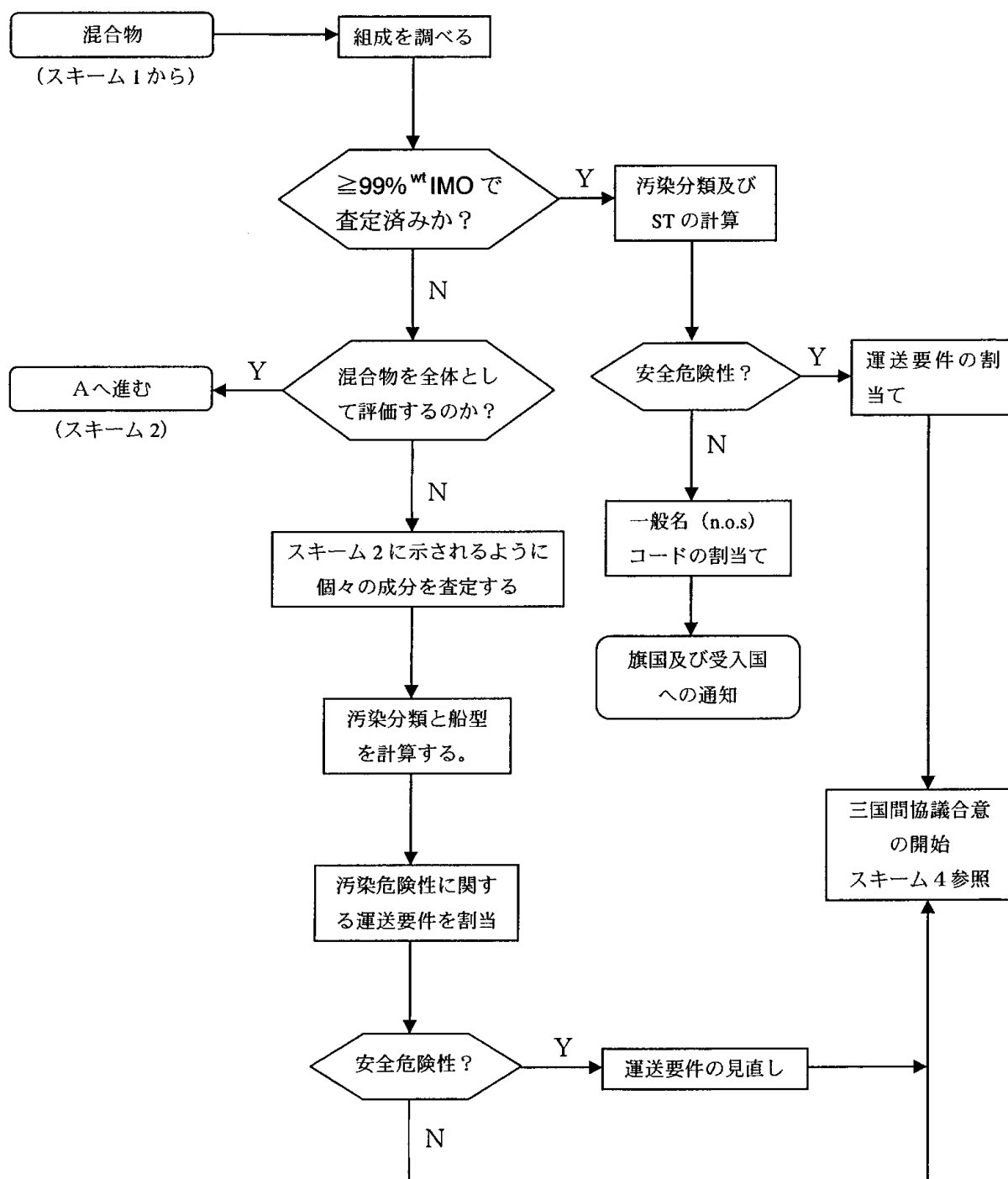
スキーム 1

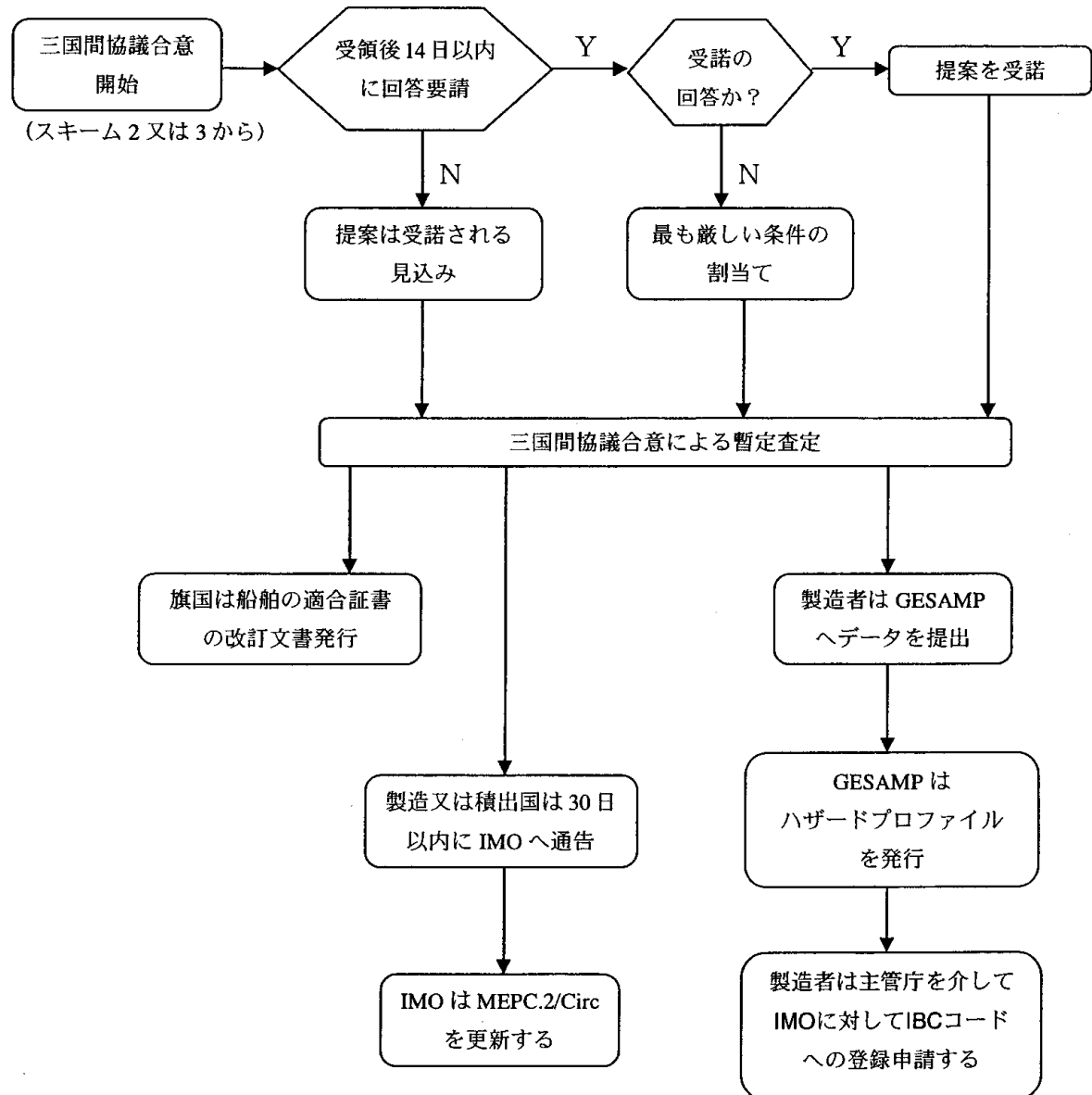


スキーム2



スキーム3



スキーム4

付録2

船舶の適合証書に対する改訂用紙の例
(策定中)

付録3

(策定中)

液体物質の暫定評価のための三国間協議合意の提案のための様式

- 1 製品名
- 2 ハザードプロファイル案
 - 2.1 ☐ ハザードプロファイルの複合リスト (BLG/Circ.) に記載
 - 2.2 ☐ _____との対比による
 - 2.3 ☐ データによる (関連データを提出する)
 - 2.4 ☐ 計算による (混合物)
- 3 汚染分類案
- 4 船型案 (汚染危険性)
- 5 融点
- 6 20℃における粘度

安全性

- 7 _____℃における蒸気圧
- 8 沸点: _____℃
- 9 関連する毒性
- 10 引火点 _____℃ オープン/クローズドカップ
- 11 化学的特性

¹この項目には以下のデータを加えること

- 吸入毒性急性LD50 (ラットで1時間)
- 皮膚毒性急性LD50 (ウサギ)
- 経口毒性急性LD50 (ラット)
- 皮膚に対する腐食性 (4時間)

²この項目には以下のデータを加えること

- 水に対する溶解性
- 鉄鋼、銅亜鉛、真鍮およびそのほかに対する腐食性 (MSC 78の決定によって異なる)
- 危険な反応防止のために求められる管理内容
- 自己発火温度
- 引火点 (20℃および1気圧における空気中での重量%)

12 最低限必要とされ運送要件³

d.

e. (ここに記載した船型の方が上記4より優先されることもある)

f.

g.

h.

i.

j.

k.

l.

o.

BLG 製品データ報告書式

(ばら積みで海上運送される液体化学品の特性)

1: 製品名

品名 :

これは船舶運送書類に最初に現れる名称であり、IBCコードに反映される。

1.1: 他の名称及び製品識別番号等

主な商品名	:		
主な化学名	:		
化学式	:		
C.A.S 番号	:		構造式
EHS 番号	:		
BMR 番号	:		
RTECS 番号	:		

1.2: 別名

別 名	タイプ

1.3: 組成

成分名	重量 %	タイプ

2: 物理的特性

	単位	Qual	下限値	上限値	参考資料/コメント
分子量					
密度 @ 20℃	(kg/m3)				
引火点(密閉式)	(°C)				
沸点	(°C)				
融点/流動点	(°C)				
水への溶解度 @	(mg/l)				
粘度 @ 20℃	(mPa.s)				
蒸気圧 @ 20℃	(Pa)				
自然発火温度	(°C)				
爆発限界	(%v/v)				
輸送温度	(°C)				
荷揚げ温度	(°C)				
MESG	(mm)				

3: 化学的特性

水反応指数(WRI)	(0 - 2)	
0 = 反応せず。 1 = 反応する。(発熱する。) 2 = 危険性ガスの発生を伴う。	詳細	

その製品は空気と反応して危険な状況を誘発するか可能性があるか ? (Y/N)

その場合、内容を詳述すること	
参考資料	

危険な反応を防止するために反応禁止剤又は安定剤が必要か (Y/N)

その場合、内容を詳述すること	
参考資料	

危険な反応を防止するため冷却が必要か (Y/N)

その場合、内容を詳述すること	
参考資料	

4: 哺乳類に対する毒性

4.1 急性毒性

		Qual	下限値	上限値	動物種	参考資料/コメント
経口	LD50	(mg/kg)				
経皮	LD50	(mg/kg)				
吸入	LC50	(mg/l/4h)				

4.2 腐食性及び刺激性

	Qual	下限値	上限値	動物種	参考資料/コメント
皮膚腐食性暴露時間 (時間)					
		結果所見		動物種	参考資料/コメント
皮膚刺激性(4時間暴露)					
		結果所見		動物種	参考資料/コメント
眼刺激性					

刺激性でない、軽度の刺激性、刺激性、重度の刺激性
(Not irritating, Mildly irritating, Irritating, Severely irritating or Corrosive)

4.3 感作性

		参考資料/コメント
呼吸器感作性	(Y/N)	
		参考資料/コメント
皮膚感作性	(Y/N)	

4.4 他の特有の長期毒性

発がん物質	(Y/N)		参考資料/コメント
変異原物質	(Y/N)		参考資料/コメント
生殖毒性物質	(Y/N)		参考資料/コメント
その他の長期毒性	(Y/N)		参考資料/コメント

4.5 哺乳類に対するその他の毒性

5: GESAMP ハザードプロファイル及び運送要件

5.1: GESAMPハザードプロファイル

欄	特性	値
A1	生物蓄積性	
A2	生物分解性	
B1	急性水生毒性	
B2	慢性水生毒性	
C1	急性経口毒性	
C2	急性経皮毒性	
C3	急性吸入毒性	
D1	皮膚刺激性/腐食性	
D2	眼刺激性	
D3	特有の健康障害	
E1	汚染及び悪臭	
E2	野生生物及び海底環境	
E3	海浜及び快適環境	
F	特記	

5.2: 運送要件提案値

IBCコードの欄	特性	値
c	汚染分類	
d	安全性/汚染性 特性	
e	船型タイプ	
f	タンク型式	
g	通風装置	
h	タンク環境制御	
I'	電気設備 - クラス	
I''	電気設備 - グループ	
I'''	電気設備 - 引火点 > 60°C	
j	計測装置	
k	蒸気検知	
l	消火剤	
n	呼吸器・眼の保護	
o	特別要件	